

義 役

——南宋期における社会的結合の一形態——

伊 藤 正 彦

【要約】 従来、南宋期の義役は主に農民自治的共同組織あるいは地主支配の手段として理解されてきた。しかし、その理解では義役の動態を整合的に捉えられない。そこで、弊害と解体および結成過程の分析、ならびに台州黄巖県内のケース・スタディをもとに改めて結合形態の特質と動態把握を試みた結果、小論ではおおよそ次のことが明らかになる。義役は、在野の読書人層の率先的諸活動、または州県官の関与が起点となって結成され、その後、管理統率に当たった読書人層の自発的な献身的活動を通して維持されていく。つまり、義役は自律的な団体的結合ではなく、結成・維持とも農民たちが中核となる存在に依存し結集する形で実現した結合であり、その脆弱性もかかる結合形態自体に起因していた。また、これに対し、州県官の介入を通して極力他律的に運営されるシステムを組織する義役改革が各地で試みられていくが、結合形態に起因する脆弱性は十分に払拭し得なかつた。

史林 七五巻五号 一九九二年九月

結 言

およそ戦後日本の中国近世史研究は、宋—明期における専制国家形態生成の主要モメントを、自立的あるいは非自立的と論者によって対照的に評価される小経営農民の直接的生産・再生産過程の特質に求めてきた^①。しかし、八〇年代の中国前近代史研究の成果はこうした方法の非有効性を暗に示唆している。ここでは、小経営の発展諸段階の具体的分析を通して、小経営農民は唐宋変革を境に自立を遂げることが明らかにされるとともに、秦漢帝国の成立以降、中国前近代社会は封

建制とは異質な専制国家によって総括される社会であったことが改めて確認された。中国前近代の国家形態は小経営の自立・非自立に関わらず専制的なのであり、その生成要因はいまや小経営の特質とは別個の側面から探求される必要がある。ここで想起するのは、中国近世史研究と同様にウクラド論から直接に国家形態を論じる方法を批判し、農民がとり結ぶ「村共同体」の特質把握を通して社会・国家編成形態の再構成へと向かう、日本近世史研究における水本邦彦氏の方法である。④こうした方法は他にインド中世史、ドイツ中・近世史などの分野でも一定の成果を生んでいる。⑤これら諸地域の社会・国家編成は領主制・封建制という形態をとり、それを規定した主な社会的結合が法的主体性を具えた共同体(村落共同体)として存在したのに対して、専制国家によって総括される中国近世社会には、多様な社会的結合が存在したものの、かかる共同体は存在しなかったことが近年しばしば指摘されている。⑥だが、この点を鑑みて水本氏らの方法を領主制・封建制社会にのみ有効なものとして限定すべきではないだろう。むしろ、領主制・封建制社会に村落共同体的結合が存在し、中国近世社会にそれが欠如していたことは、社会・国家編成形態分岐の一定の規定要因がそれぞれの社会における社会的結合の特質にあったことを物語っている。中国近世史研究においても重要であるのは、小経営論の成果を前提としながら、様々に存在した社会的結合がもつ独自の結合形態を把握し、それを基礎に社会・国家編成形態の生成を歴史具体的に再構成してゆくことであろう。

小論では、如上の視角から宋—明初期における専制的な社会・国家編成形態の生成を捉える基礎的作業の一環として、南宋期の職役負担をめぐる社会的結合——義役の分析を試みる。南宋期の義役については既に多くの論及がある。そこで、まず考察の前提となる南宋期の役法と義役の概要を確認するとともに、既存の義役論を瞥見して小論の具体的な課題を設定しよう。

南宋期の一般的な職役は、五戸(小保)―二五戸(大保)―二五〇戸(都)という戸数編成の都保制を単位に置かれ、旧来の耆長、戸長に準じてそれぞれ賊盜・闘毆・煙火・橋道の諸業務および官衙からの文帖の承受、租税の催納を担う都保正副、

大保長である。宋朝国家は兩税負担人戸を主戸として把握するとともに、その税産（課税対象資産、主に土地）額に応じて一
等戸から五等戸の五段階に分類し国家的諸負担の賦課基準としたが、都保正副・大保長の役はおよそ三等戸相当以上の人
戸が貧富に随い輪番で差充された（差役法）。また、本来その就役人戸には雇銭が支給されることになっていた。しかし、
雇銭は財政難のために紹興一〇（一一四〇）年頃から支給されず、更に租税の填納をはじめ正規の職務以外の諸負担が賦課
され、都保正副・大保長は就役人戸を破産に追い込む重役と化した。また、差役法の下、役次決定の実権を握る州県の胥
吏や郷書手は、收賄を目論んで役次を不当に操作し、就役の不当を訴える訴訟（糾決）を惹起させる。一方、農民たちも胥
吏や郷書手への贈賄、詭名挟戸、寄産などの手段を講じて就役を忌避する。その結果、就役該当人戸の減少・消滅という
事態まで現出した。^⑦

こうした役法の紊乱状態に対して国家は批朱白脚歇役法や鼠尾流水法など種々の方策を試みるが、他方、郷村社会側か
らの対応策として登場したのが義役である。義役は農民が都を単位に結集し、その内部で役次（就役人戸・期間）決定を行
い就役の諸矛盾の解消を図る組織であり、多くの場合、他に粟・錢を共同出資し、あるいは共同の役田を設置し、その収
入で就役人戸の役費を援助することが伴っていた。これは紹興一九（一一四九）年、婺州金華県西山郷内に起源をもち、范
成大の二度の奏請によって乾道七（一一二七）年正月、諸路への施行が公認される。また淳熙年間には中央政界で施行の是
非をめぐり論争が展開するが、淳熙一一（一一八四）年、義役・差役の選択は民便に委ねることで決着し、以後、宋朝国家
は奨励・保護を政策の基調とした。かくて義役は両浙・江東・江西・福建の地域で普及していく。しかし、その実態は結
成後、管理統率者（役首）の不正や胥吏の阻碍によって弊害を生み解体に陥るのが一般的であったという。^⑧

さて、義役がもつ社会的結合の性格については大別して二つの理解がなされてきた。論者相互に議論の重複が間々見ら
れるため、ここでは典型的な論者の理解を見よう。その第一は、清水盛光氏に代表される農民自治的共同組織（共同体）論
である。^⑨ 清水氏は、義役の諸形態のうち役田の設置を伴うケースが一般的であったこと、それには郷村社会（都）全般の協

力が不可欠であったことの二点を重視し、義役は鄉村社会の基礎たる「地縁共同態」に淵源した相互扶助・共同性に基く農民自治的組織であると結論する。しかし、この理解は、義役の負の側面——弊害発生と解体——を例外として一蹴し、その論理的説明を欠くという難点を孕んでいる。後文でも見る通り、それは決して例外ではなくむしろ一般的な現象であった。第二は、大崎富士夫氏らの地主支配手段論である。大崎氏は、義役の本源的性格を清水氏と同様に理解しながらも、時間的座標軸を設定して次のように捉える。乾道七年における国家の公認・奨励化を境に、義役は本質たる民主自治性を喪失し、国家支配・地方権勢家の地盤獲得の手段という小農民には敵対的な組織に転化する。かくて義役の運営は形勢戸・地主層の利害に左右されることになり、彼ら相互の結託に基いた不正行為によって弊害を生み解体してゆく、と。かかる大崎氏の理解には、清水氏が等閑視した負の側面を注視する積極性があるものの、別の問題点がある。義役を地主支配の手段として規定しながら、その解体要因を彼らの不正行為に求める点である。地主層が義役を自己の支配手段に転化させたにも関わらず、自らの不正行為によって解体に導くという事態は論理的に想定し難い。

このように、義役の史実は概ね解明されているのに対して、その動態を整合的に把握し得る結合形態理解は未だ十分に獲得されていない。もちろん中には傾聴に値する提言も見られる。たとえば小林義廣氏は、地主支配手段論への警鐘として、義役は士大夫層の指導によって成立した結合であると主張する^①。だが、この理解は、清水氏の場合と同じく負の側面についての説明を欠いており、あくまで問題提起の域を出るものではない。義役論の現状は、結合形態の再検討をもとにその動態を捉え直すことを要請しているといえよう。小論はこの要請に応えることを目標とする。

〔凡例〕 小論引用文献の略称は以下の通り。『宋会要輯稿』→『宋会要』、
朱熹撰『晦庵先生朱文公文集』→『朱文公文集』、黄震撰『慈溪黄氏日抄分類』→『黄氏日抄』。紙幅の関係上、墓誌銘の類および緊要でない史料については原文引用を割愛した。また、論文集として単行本に収録されている論文は原発表年のみを記した。

① 代表的な二三の議論を挙げる。堀敏一「中国における封建国家の形態」(歴史学研究会編『国家権力の諸段階—歴史学研究会一九五〇年度大会報告—一九五〇年、岩波書店)が、農民の自立性の高さのために、地主が自己の支配を確立できず「集権的な国家機構」を要求すると説くのに対して、小山正明「アジアの封建制—中国封建制の問題

① (一九七四年、『明清社会経済史研究』一九九二年、東大出版会、所収)は、小経営の非自立性に規定された搾取基盤の不安定性のために、大土地所有者は独自の「個別的権力機構」を創出できず、科挙制・「集権的国家権力」を要求したとする。また、佐竹靖彦「中国近世における小経営と国家権力について」(『新しい歴史学のために』一五〇、一九七八年)は、「自立した農民小経営の不安定性」が「何らかの地主体制とその上に立つ集権機構を要求する」と捉える。

② 渡辺信一郎『中国古代社会論』(一九八六年、青木書店、参照。また唐宋变革以降の小経営の発展については大澤正昭・足立啓二「中国中世における農業の展開」(『中世史講座 二 中世の農村』一九八七年、学生社)、参照。

③ 足立啓二「封建制と中国の専制国家」(『歴史評論』四六四、一九八八年)が最も簡潔に整理している。

④ 水本邦彦『近世の村社会と国家』(一九八七年、東大出版会)、参照。

⑤ 小谷汪之『インドの中世社会―村・カースト・領主―』(一九八九年、岩波書店)、ペーター・ブリックレ(服部良久訳)『ドイツの臣民―平民・共同体・国家 一三〇〇―一八〇〇―』(一九九〇年、ミネルヴァ書房)、参照。なお、かかる方法の先駆は大山喬平「荘園制と領主制」(一九七〇年、『日本中世農村史の研究』一九七八年、岩波書店、所収)であろうが、近年、日本史では前掲水本著書のほか、特に中世後期から近世への移行期研究において同様の方法が多くとられている。その動向と成果は藤本久志「移行期村落論」(永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』一九八八年、東大出版会)、参照。

⑥ 滋賀秀三「法源としての経義と礼 および慣習」(『清代中国の法と裁判』一九八四年、創文社)、岸本美緒「明末清初の地方社会と『世論』―松江府を中心とする素描―」(『歴史学研究』五七三、一九八七年)、中国史研究会編『中国専制国家と社会統合―中国史像の再構成

Ⅱ―(一九九〇年、文理閣)序言、参照。

⑦ 南宋期の職役負担の詳細は、曾我部静雄「南宋の役法」(『宋代財政史』一九四一年、生活社)、周藤吉之「宋代鄉村制の変遷過程」(一九六三年、『唐宋社会経済史研究』一九六五年、東大出版会、所収)、同「南宋の役法と寛郷・狭郷・寛都・狭都との関係」(同書)、草野靖「宋代の都保の制」(『文学部論叢(熊本大学)』史学篇二九、一九八九年)、参照。

⑧ 周藤吉之「南宋における義役の設立とその運営―特に義役田について―」(一九六六年、『宋代史研究』一九六九年、東洋文庫、所収)、参照。これは、義役の起源をはじめ義役の諸形態と地域分布などを詳細に論じており、南宋期の義役をめぐる史料収集、史実認識の到達点を示す。以下、引用する場合、周藤專論と略記する。

⑨ 清水盛光『中国族産制度攷』第一章第二節「その他の族産一四(一九四九年、岩波書店)、同『中国鄉村社会論』第一篇第二章第二節「租稅徴収の組織と攤逃の俗」五(一九五一年、岩波書店)、参照。ほか王徳毅「南宋義役考」(『図書館学報(私立東海大学図書館)』九、一九六九年)、梁庚堯「南宋的農村經濟」第五章第一節「南宋農村的均賦與均役」二(一九八四年、聯経出版事業公司)が同様に理解する。

⑩ 大崎富士夫「宋代の義役」(広島文理科大学史学科教室編『史学研究記念論叢』一九五〇年、柳原書店)、参照。そのほか前掲周藤專論、国方久史「大土地所有の展開と宋朝集権国家―宋代下層農民の成長と中小地主の抬頭―」(『史学研究』一三五、一九七六年)が明確に地主支配手段論を主張する。

⑪ 小林義廣「宋代史研究における宗族と鄉村社会の視角」(『名古屋大学東洋史研究報告』八、一九八二年)、参照。なお、ほかに前掲曾我部・草野論文 Brian E. McKnight, *Village and Bureaucracy in Southern Sung China*, Chicago Univ. Pr. 1971, pp. 158-169. など

が役法史研究の一環として義役に論及している。

一 義役の弊害と解体

既存の義役論の難点は負の側面を整合的に説明できないことにあった。まず本章では、義役の弊害と解体のあり方を改めて検討し、義役結合の性格の一端を探ることにしよう。

本来、義役は就役の諸矛盾解消を目的に結成されたが、その後、一般に弊害を生み解体に陥ってゆく。たとえば「義役の州県の間在りて、能く悠久に保守する者、一二もあらずして、旋踵せざるのうちに廃壞する者、常に十百なり」^①、「人心齊わず、率ね一二歳にして、軋ち初めを承けず」というように^②、同時代人もその脆弱・短命性を明確に認識している。時には二〇年あるいは一〇年間の維持が称賛に値したのも、その反映であろう。また、義役の弊害は、諸路への施行が公認された五年後の淳熙三（一一七六）年二月には早くも確認されている。^③義役は国家的公認の当初から一貫して脆弱な存在なのであった。

義役を解体に導く弊害の実態から確認しよう。咸淳八（一二七二）年八月、江南西路内に発布した「義役差役榜」で黄震は次のように記す。

近來、義役も亦た多く弊有り。義役を結ぶ者、或いは物力高強なるものより出、身ら主役の家に充たれば、則ち中戸以下の旧來充役に係らざる者、皆な義役に拘入せらる。此等の事力及ばざるの戸、向來既に苦しみて妄に糾す。〔『黃氏日抄』巻七九〕

「物力高強なるもの」すなわち上戸（一・二等戸）を出自とする管理統率者（役首）によって、本来就役に該当しない下戸（四・五等戸）が強制的に義役に加入させられ、困窮して訴訟（糾決）を起すという。彼らが訴え出るのは、役首の不当な役次決定によって就役を強要され、また役田設置を伴う義役の場合であれば、その成員とされた以上、田産の出資も強要されるからであろう。事実、淳熙九（一一八二）年、提挙兩浙常平茶塩公事の任にあった朱熹は、処州城内の義役の問題点と

して、下戸が田産出資のために困窮すること、また役首の不当な役田管理・役次決定のために訴訟を惹起することを指摘している。^⑤

このように義役の弊害とは、およそ役首の不当な管理によって下戸が抑圧され、義役結成以前と同様に訴訟を惹起するというものであった。このほか胥吏の阻碍行為が義役の弊害・解体要因として従来指摘されてきたが、結合の性格を問う場合、特に留意すべきはその内的要因である。下戸を困窮させる役首の不正の背景を少しく注視してみよう。

『開慶四明統志』巻七、排役「行移始末」によれば、宝祐五(一二五七)年の慶元府域内における義役の状態は次の如くであったという。大抵、役首の役職は上戸でなければ担うことはできないが、役首は上戸たちと結託し、本来は差役法や倍役法^⑥の就役基準に則り上戸を輪番で就役させるべきところを、不当に就役期間を一ヶ月・半月以下に分断して下戸を就役させる有様である。一方、先の黄震や朱熹の指摘通り、これに対抗して官府へ訴え出る者もいる。だが、それは胥吏への上戸の贈賄によって懾伏させられてしまう。かくて「官吏肥え、上戸肥ゆるも、而れども細民は則ち日ごとに窮困・絶滅に就き、其の強壯なるものは則ち流れて盜賊と為る」といった事態に帰着する。これによれば、役首の不当な管理の背景にはその出自たる上戸たちとの結託があった。^⑦ また不正行為の主体は役首だけではない。上戸も胥吏への贈賄という不正を働く主体であった。一見、弊害・解体の外的要因に見える胥吏の阻碍も義役内部から要請される側面を有していたのである。

さて、右に確認した弊害・解体の実態は義役結合の性格の一端を示唆している。役首や上戸の経済的実態が一般に地主であること、また彼らによって下戸が抑圧されていることに鑑みて、義役を地主支配の手段として規定すべきだろうか。確かに下戸の多くは自小作農民、すなわち自ら小規模の土地を所有し両税を負担する主戸である一面、地主から土地を賃借して生計を立てる佃客としての側面をもつ存在であった。^⑧ しかし、下戸への抑圧は、賃租関係に伴う従属や義役の本来的機能に由来するものではなく、地主層相互または胥吏との不当な結託によって実現された。しかも、その行為は自らの

經營の基礎たる下戸の存在自体を脅かすものでさえある。『開慶四明統志』巻七、排役「行移始末」は前述の事態を総括して次のように説く。

故に所謂義役は、たた専ら上戸の差使を彈避するの地と為るのみ。不義なること孰か焉なれより甚だしからんや。且つ官司と上戸の恃む所の者は民のみ。民困しめば則ち上戸も亦た豈に能く自立せんや。官司も亦た豈に能く自存せんや。

義役に対する役首・上戸たちの関与の現状を、上戸層自らの、ひいては國家の存立基盤を脅かすものとして危惧している。これは専ら役次決定をめぐる役首や上戸たちの不正を告発するが、役田設置を伴う義役の場合は、彼らによる役田兼併のために解体に陥ることもあった。^⑤ 義役に対する地主層の関与のあり方は、自らの支配手段化では決してない。それは、義役を自己の就役回避や収奪の手段に変質させることに努め、その結果生起する事態——たとえそれが自らの存立基盤を脅かすものや義役自体を解体に導くものであっても——には責任をもたない利己的態度と捉えるべきである。

より重要であるのは、弊害発生と解体のあり方自体である。一般に法人格をもつ自律的・自治的団体の場合、成員相互の権利・義務は成員の合意に基く客観的規範によって規整され、また管理統率者の存在は成員からの委任を基礎とする。そのため成員や管理統率者の不正行為は内部で自己淘汰される。^⑥ しかし、義役の場合、これとは対照的に管理統率者たる役首、成員たる上戸たちの不正によって弊害を生み解体へ向かう。更に袁甫の「知衢州事奏便民五事状」によれば次のような場合もあった。

役首、公ならず、額外をば敷率し、衆戸交まじり怨み、元の産を收取して、壞るるに至る者有り。〔蒙齋集〕巻三〕

紹定年間初頭の衢州域内では、役首による規定外の役田出資請求を契機に、以前出資した田産を成員たちが奪取して解体する義役があるという。管理統率者の不当な行為は制裁されるどころか、義役を解体に導く成員たちの無責任な行動を誘発してさえる。このように義役は内部の諸矛盾を自己解決する能力を欠いており、自律的な団体とは異質な結合であったと考えられる。また、次章で見えるように確かに義役にも規約は存在したが、かかる弊害・解体の様相に着目すれば、そ

れは自律的団体における客観的規範とは異質なものと推測される。

以上、弊害と解体に関する側面の検討を通して、義役は地主の支配手段でもなく、自己規律性をもつ団体的結合でもないことが明らかになった。では、こうした性格を基礎づける結合形態は如何なるものであったのだろうか。章を改めて、一般に社会的結合の形態を規定する重要な一因である結成過程の側面に考察の眼を向けてみよう。

- ① 袁甫撰『蒙齋集』卷三「知衢州事奏便民五事状」。
- ② 劉宰撰『漫壘劉先生文前集』卷二「遊仙鄉二十一都義役莊記」。
- ③ 周南撰『山房集』卷五「陶宣義墓銘」では一〇年間の維持が、劉宰撰『漫壘劉先生文前集』卷三二「故監江陵府糧料院諸葛承直墓誌銘」では二〇年間の維持が、それぞれ称賛されている。
- ④ 知処州の任を終えた陳孺が、当地の義役の弊害を報告するとともに差役法への回帰を申請した。『宋会要』食貨六六一—二二、役法、淳熙一〇年一〇月四日条、『皇宋中興兩朝聖政』卷六〇、淳熙一〇年一〇月乙未条、李心伝撰『建炎以來朝野雜記』甲集卷七「処州義役・徳興義役」、参照。
- ⑤ 朱熹撰『朱文公文集』卷一八「奏義役利害状」、参照。本文に挙げた問題点のほか、上戸を都保正副に充当し、中・下戸を夏秋戸長(大保長)に充当しているが、これは上戸を安逸させ下戸に代納の苦を負わせるものである、という旨の四点目も指摘されている。確かに下戸を就役させるのは不当であるが、周藤氏が指摘した通り、上戸を都保正副に充当するのは義役だけでなく南宋期の役法一般の原則に関わる問題であるため(前掲周藤專論二八六頁、参照)省略した。
- ⑥ 倍役法とは、就役該当人戸の税産額が就役基準の二倍であれば一〇年間、三倍であれば八年間、四倍であれば六年間、休役させる方法という。詳しくは前掲曾我部論文、また前掲周藤「南宋の役法と寛郷・
- ⑦ 狭郷・寛郷、狭郷との関係」、参照。
- ⑧ いま一つ挙例しておく。謝維新撰『古今合璧事類備要』外集卷三二、徭役門、義役「福建提舉使帖」
只緣役首用心不公、与上戸相為表裏、或隱寄勢家、或分出小家、却將尋常不係差役之人、附入數内、強之承認、弊伴多端、詞訴不已。委為未便。
- ⑨ 下戸、また中・上戸の經濟的實態については、宮澤知之「宋代先進地帯の階層構成」、『歴史史学』一〇、一九八五年、渡辺信一郎「唐宋変革期における農業構造の發展と下級官人層—白居易の慙愧」(一九八四年、前掲渡辺著書、所収)、参照。
- ⑩ 枚挙に暇ないが、役首・上戸とも一例ずつ挙げておく。
『重修琴川志』卷六、叙賦「義役省割」第二条
本県諸郷、旧亦各有役田。止緣役首欲擅其利、故自破壞義役、掩取田租。
袁甫撰『蒙齋集』卷三「知衢州事奏便民五事状」
臣自領郡符、首訪此邦義役之利病、知諸邑間、有已結集去処、歷歲浸深、或多廢弛。有上戸併吞義役之田而至于壞者。
- ⑪ 理論的にはM・ウェーバー(世良晃志郎訳)『經濟と社会 法社会学』第七章第二節四「契約の自由、自律と団体の法人格」(一九七四年、創文社)、参照。具体的には領主制・封建制社会における村落共同体

を想起されたい。たとえば日本近世社会の村役人と村人との間には村
政委任の關係があり、村内の不正、非違は村方騒動によって淘汰され

た。藪田貫「村方出入と百姓一揆」(『日本村落史講座 第五卷 政治
二「近世・近現代」一九九一年、雄山閣、参照。

二 義役の結成過程

義役をめぐる概括的記載の中には、^①問者^{このころ}所在の郡県の父老、或いは相い与に謀り、金を率^ちめて田を市^かい、以て義役と
為す^① というように、義役が郷村社会で自生的に結成されたかの印象を与えるものもある。しかし、個々の義役について
記す史籍には、義役が州県官によって組織されたことを伝えるものが間々ある。まず、こうした事例を一瞥しよう。

著名な例を挙げれば、饒州徳興県では淳熙年間中頃、内部で役次決定のみを行う形態の義役(「義役とも呼ぶ^②)が知県・李
舜臣の勸諭によって結成された^②。また、役田設置を伴う義役の場合には、勸諭だけでなく州県官からの物的援助を
受けて結成されることもあった。袁州萍郷県内では、淳熙七(一一八〇)年に着任した知県・孫逢吉が、貧困のため就役が
困難な県の西北地域に対して役田設置の資金を援助し義役を結成させている^③。

確かに、州県官の勸諭や物的援助は義役結成の重要な要因であったろう。だが、州県官の意向のみによって義役を結成
することは可能だったのだろうか。役次決定や役田管理などの日常的な義役運営が国家機関ではなく社会の圏において行
われることを鑑みれば、そうした様相は想定し難い。州県官の意向を受けて郷村社会でも義役結成へ向かう動きが展開し
たはずである。

慶元二(一一九六)年、紹興府余姚県の龍泉郷二都における義役結成の経緯を伝える孫応時撰『燭湖集』卷一二「茅唐佐
府君墓誌銘」は、こうした側面を明快に描写している。

先時、里正多く業を破り、仇訟已まず。施侯宿、県を為^まめ、民に義役を勉む。君(茅宗愈)喜びて曰く「吾が素志なり」と。亟かに
胥腴數十畝を捐^たえ、之を倡^かうること博^かく。衆、謀画して要求^をを為^すり、堅定永久ならんことを期す。施侯の特に歎重する所にして、

遂に以て一県の式と為す。(括弧内は筆者。以下も同じ)

ここでは知県・施宿の勸諭、更にこれに呼応した茅宗愈による良田数十畝の寄付と丁重な提唱を受けて義役が結成されたという。すなわち、農民たちが知県の勸諭通り義役結成に向かう上で、茅宗愈という特定個人の率先した活動が重要な役割を果している。いま一つ留意すべきは茅宗愈の社会的存在である。良田数十畝を寄付していることから察せられるように、彼は郷内第一の資産家であった。当然その背景には地主的土地所有の実現があったろう。だが彼の存在はそうした側面のみには止まらない。伯父・父らの仕官の結果、茅宗愈の一族は「余姚の望族」と呼ばれており、また彼自身も未入流とはいえ儒教的教養を修得した人物である。高橋芳郎氏によれば、科挙制度の整備、官立・私立の学校の普及などの結果、宋代社会には举人或生員を中核とする無官・在野の読書人階層——士人層が形成され、官僚や庶民と区別される彼らの存在は、単に社会的身分としてだけでなく役法・刑法上の法的身分としても確立していた。また、士人身分に属する本質的要件は儒教的教養の修得と道徳的实践にあったという。茅宗愈は正にこの士人層に属する存在なのである。

義役結成のために同様の諸活動を展開したのは士人層だけではない。嘉熙二(二三八)年頃、泉州安溪県における義役結成には、知州・趙公の指令、知県・趙崇粟の「義規」作成のほか、四〇〇〇石に及ぶ収益を上げる田産の寄付という寓公・余使君の率先的な行為が重要な役割を果している。周知の通り、寓公とは本籍地外に居住する退職・請暇中の官僚——寄居官を意味する^⑦。また慶元府鄞県内では、紹興府新昌県の知県や婺州の通判などを歴任し嘉泰元(一一二〇)年に郷里へ退居した史浚が勸諭と知県に監督の請願を行い、義役が結成されたという^⑧。

このように、州県官の意向通り義役が結成される背景には、特定の士人・郷官(土居官)^⑨・寄居官——以下、三者を一括して読書人層と呼ぶ——による率先した提唱や自家田産の寄付などの諸活動があった。しかも、それは自家田産の寄付という行為が示すように猷身的な性格を具えていた。農民たちは読書人層のかかる諸活動に賛同して義役結成へ向かったのである。諸先学の指摘によれば、在野の読書人層は、義役のほか、賑恤をはじめ地域社会の様々な公的課題の解決に尽す

活動を展開する存在であった。^⑩ 先に見た茅宗愈も確かに飢饉の際、賑恤を行っている。^⑪ 郷村社会が彼らの諸活動に賛同したのは、その身分に起因する威信はもとより、その献身的な社会的諸活動に起因する信頼があったからである。^⑫

以上に見たのは、いずれも州県官の関与と在野の読書人層の活動とが連関した結果、義役が結成された事例であるが、他面、州県官の関与がなくとも読書人層の全く任意の諸活動を受けて結成された場合もある。幾つか確認しよう。鎮江府丹陽県内では、諸葛璋が仕官する以前に提唱を行い義役を結成させている。^⑬ 婺州金華県内では、寧国府旌德酒官・台州兵馬監押などの履歴をもつ胡大異が郷里に退居した後、義役結成のために田産の寄付と提唱、更に「規画」の作成を行っている。^⑭ 臨江軍新淦県内では、知岳州などの経歴をもち当地に寄居する郭份が門人の李伯賢に「義役の節目」を授けて結成させたという。^⑮

してみれば、州県官の関与よりも在野の読書人層の諸活動こそが、義役結成の緊要な条件であったことになる。但し州県官の関与も軽視すべきではない。義役の結成に州県官の認可が不可欠であることはいままでもないが、善政を行い人民の信頼が厚い州県官の関与は読書人層の諸活動と同様の機能を果たしたはずである。また特に個別の都だけでなく州・県の域内で一斉に組織される場合には、州県官の物的援助などは大きな役割を果たしたと考えられる。総じて、義役は農民たちが自生的に結成したのではなく、在野の読書人層の諸活動、または州県官の関与に賛同しこれに結集する形で結成されたのである。

ここで義役の規約決定をめぐる問題を整理しよう。如上の事例の中には、士人の提唱を受け農民たちが合議して「要束」を作成した場合、郷官自らが「規画」を作成した場合、更に知県が「義規」を作成した場合があった。これらを如何に整合的に理解すべきだろうか。確かに運営方法などの細則については、最終的に農民たちの合議が必要であったろう。だが、寄居官が門人に「義役の節目」を授けて結成させた例に鑑みれば、読書人層の提唱はおよそ義役の形態など組織の大要にまで及んでいたと考えられる。そもそも田産の寄付自体、役田設置を伴う形態を想定しなればできない行為であ

る。とすれば、郷官が作成した規約は、自ら提唱する組織の主要を具現したものと推測できる。また知県が作成した規約の場合は、県内における経済的諸条件の差異を鑑みても一箇の規範によって個々の義役を律することは不可能であろうから、一つのモデルを提示する性格のものであったであろう。つまり、義役の規約は、結成の起点となった読書人層、または州県官の創意にその大要を依存しながら、最終的に農民たちの合議を経る形で決定されたと考えられる。

ところで、従来の義役論の中には、義役は本来農民たちの自発性に基く結合であったが、乾道七年正月の国家的公認を機にその本質を喪失するという議論があった。¹⁷⁾なるほど、これまで検討したのはいずれも乾道七年以降の事例である。したがって、この議論からすれば、右に見た結成過程の特質は国家的公認以降の義役が具えたものであることになろう。果してかかる変質は存在したのだろうか。その真偽を検討してみよう。

周藤氏が明らかにしたように、義役が初めて結成されたのは、紹興一九年、婺州金華県の西山郷内である。まず、この経緯を伝える呂祖謙撰『呂東萊先生文集』巻七「金華汪将仕墓誌銘」の要所を確認しよう。

始め君(汪灌)、役の民を病しむるを以て大姓を聚め、謀りて曰く「吾が郷の人、父兄に非ざれば、即ち子弟なるも、願て役に関ぎ、恩を際り義を弛る。……吾儕、盍ぞ其の實を自実して三等と為し、著役の差を定めて籍に次し、衆、金を衰めて以て役に当る者に昇えざらん。役の先後は其の籍を視、金の多寡は其の等を視、他日、戸に升降有らば、衆に告げて之を進退せよ。名は役と雖も而れども実は給を衆に仰ぐ。尚お何ぞ憚らんや」と。衆、雑然として善と称し、即日約束を立て違う者無し。

ここでも特定個人の行為が義役結成の起点であったこと一目瞭然である。すなわち、「大姓」(おそらく元來就役に該当する三等戸以上の人戸であろう)たちは、汪灌の創意と提唱に賛同した結果、義役を結成している。また汪灌は若いころ将仕郎(従九品)を捐官するとともに、経界法・保伍法実施などの際には地方行政の補佐役を演じる存在であった。¹⁸⁾彼もまた在野の読書人層に類する存在に相違ない。更に、彼が①資産の自己申告と独自の戸等設定による役次決定、②金銭の共同出資による役費の援助といった義役の内容にまで及ぶ提唱を行い、人々がこれに賛同して規約を作成している点は、規約決定

をめぐる先の推測を裏づけるものですらある。

このほか乾道七年までに義役が結成された地域は、松陽県をはじめとする処州域内である。義役の国家的公認を求める上奏を行ったのは范成大であるが、彼の二度に亙る請願の背景には松陽県および処州内での義役の普及という現実があった。^②しかし、処州域内における義役の普及は自然的に実現したのではない。松陽県における義役は、乾道四（一一六八）年当時、知処州であった范成大自身が婺州金華県内の義役を伝え聞き、県域に勧諭したことによって結成された。^②また処州全域への義役の普及も、翌五年、范成大が知州を離任する際、後任の楼拋にその遂行を託したことに基いている。^②すなわち、いずれも州県官の関与を受けて結成されたものに他ならない。

かくて国家的公認以前における義役の結成過程も以後の場合と同様であったこと明白であろう。国家的公認の存否に關わりなく、農民たちが義役を結成するには起点となる在野の読書人層の諸活動、または州県官の関与が不可欠な要件だったのである。

以上、二章に亙り義役を二つの局面から分析した。本章で見た結成過程の特質と前章で確認した自己規律性を欠く解体のあり方は、本来表裏をなすはずである。だが、義役の結合形態を議論するには、この二つの側面の認識だけでは不十分である。結成後、義役が具体的にどのような形で維持されてゆくかは不明であり、未だ動態全体のイメージを獲得するには至っていない。この穴を埋めるには一定地域における義役の履歴をたどることが有効であろう。そこで次章では、ケース・スタディをもとに、これまで検討した二局面を総合し結合形態の特質を整理することしよう。

① 孫応時撰『燭湖集』卷九「余姚縣義役記」。

② 『宋史』卷四〇四、李舜臣伝、参照。

③ 楼鑰撰『攻媿集』卷九六「宝謨閣待制猷簡孫公神道碑」、参照。そのほか役田に対する和買や兩税の免除が行われたこともある。たとえば『黃氏日抄』卷九六「安撫頭諱少卿孫公行狀」、参照。

④ 劉克莊撰『後村先生大全集』卷一〇〇「安溪縣義役規約」、参照。

⑤ 高橋芳郎「宋代の士人身分について」、『史林』六九—三、一九八六年。

⑥ 宋代における寄居官、また官僚の寄居の風潮については、笠沙雅章

「宋代官僚の寄居について」(『東洋史研究』四一―一、一九八二年)、参照。

⑧ 櫻輪撰『攻媿集』卷一〇五「朝請大夫史君墓誌銘」、参照。

⑨ 本籍地に居住する退職・請暇中の官僚が郷官、あるいは土居官と呼ばれたことは、前掲高橋、竺沙論文、参照。

⑩ 森正夫「宋代以後の士大夫と地域社会―問題点の模索―」(昭和57年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書「中国士大夫階級と地域社会についての総合的研究」一九八三年)、また前掲高橋、竺沙論文、参照。

⑪ 前掲「茅唐佐府君墓誌銘」、参照。

⑫ 金履祥撰『仁山先生金文公文集』卷三「從曾祖曰九府君小伝」は、これを明確に伝える。

府君諱景文、字唐佐、邑(蘭溪)之望雲鄉桐山人也。少有大志、力学慕義、不求聞達。……淳熙六年、会朝旨勸承義役。公首割膏腴、命子燦總成之。然人信公者篤、不踰月而事集。(括弧内、傍点は筆者。以下も同じ)

⑬ 劉宰撰『漫塘劉先生文前集』卷三二「故監江陵府糧料院諸葛承直墓誌銘」、参照。

⑭ 魏了翁撰『鶴山先生大全集』卷八〇「從義郎胡君墓誌銘」、参照。

⑮ 『朱文公文集』卷九二「岳州史君郭公墓碣銘」、参照。

⑯ 余姚県龍泉郷二郡で決定された規約を知果・施宿が「一県の式」としたという先引(10―11頁)の「茅唐佐府君墓誌銘」中の記載は、この推測を裏付ける。

⑰ 前掲大崎、王論文、参照。

⑮ 前掲周藤專論二六九―七二頁、参照。

⑯ 同「金華汪將仕墓誌銘」、参照。

⑰ 『宋会要』食貨六六一―二、役法、淳熙一〇年一〇月四日条

義役之説、起於乾道五年五月。知処州范成大奏陳、処州松陽県、有一兩部自相要約、各出田穀、以助役戶、永為義産。總計為田三千三百余畝。乞行下諸路州軍、專與官依此勸誘。至七年正月、成大為中書舍人、再述前請。朝廷從之。

また、同書食貨一四一四六、免役、乾道七年正月二十九日条の「臣僚言、……仍乞令知州胡沂、將六県已結義役詳細規約、繕写成冊繳進。從之」という記述から、乾道七年の時点で処州全域に義役が普及していたことが分かる。

⑱ 周必大撰『周益園文忠文集』(平園統稿)卷二二「資政殿大学士贈銀青光祿大夫范公神道碑」

四年八月至郡、松陽民爭役。公曉之曰、吾聞、東陽県有率錢助役者。前太守吳侯義之、為易郷名、揭神褒勸。爾与之隣、独無愧乎。民既感謝、則推広其制、論郷人、視貧富輸金買田、挾信義之家掌其事、儲歲入助当役者。命曰義役。許自第名次、有司勿預。数月間、人皆樂從。一県二十五都、悉以弁告、甲乙相推、遠至二十年。

なお、ここには范成大は婺州東陽県における義役を伝聞したとあるが、それが金華県の誤りであることは、前掲周藤專論二七〇・一頁、参照。

⑳ 『黃氏日抄』卷六七「范石湖文・奏状」に「松陽県創義役、囑交代櫻抛、行之余五県」とある。

三 台州黄巖県における義役の動向

義役をめぐる史料の記述は一般に結成や弊害・解体の面のみを伝える断片的なものであるが、台州黄巖県内における義役については、王華甫撰「義莊田記」、趙処温撰「義莊田後序」、趙亥撰「義莊田跋」（共に康熙『黄巖県志』卷七、芸文、また光緒『黄巖県志』卷六、版籍志三、徭役に所収。小論は後者に拠る）、黄震撰「台州黄巖県太平郷義役記」、同「義役差役榜」（それぞれ『黄氏日抄』卷八六、七九に所収）という都合五つの同時代史料が残存しており、唯一約五〇年間に亙る動向を窺うことができる^①。以下、これらによりながら当地の義役の動向を追っていこう。

1 沿革——創設と改革——

黄巖県内の義役の動向には、創設後、改革という大きな画期が認められる。まず創設と改革の経緯を確認してその輪郭を掴もう。

黄巖県では、嘉定五（一二二二）年、太平郷に住む林從周から提言を受けた知県・陳汝の勸諭を契機に全域で義役が結成された^②。この義役は、内部で役次決定、ならびに各人戸の税産額に応じた田産の共同出資による役田をもとに就役人戸へ役費援助を行う一般的形態のものである^③。これは就役をめぐる訴訟を終息させるなど一定の効力を発揮したものの、その後、大規模な土地を所有する人戸が田産を出資せず、逆に下戸が田産の出資を強要されて困苦するという弊害を生み、管理統率者の私利や成員たちの背反行為によって解体に瀕してしまふ^④。その時期は各都の状況に応じて異なるが、少なくとも靈山郷洪洋の場合、次節で見えるように趙処温は弟の亥が武挙に登第した宝慶二（一二二六）年に義役の復興に着手しているから、結成の一四年後には解体に瀕していたに相違ない。知県・陳汝の勸諭を受けて創設された義役は、他地域の多くの義役と同様の経過をたどったのである。

淳祐九(二二四九)年、時の知県・王華甫がこうした事態に対して次の改革を試みる。

淳祐九年に至り、王公来りて宰たり。始めて旧法に因りて之を更新す。産百貫を約計して、乃ち田一畝を鳩め、且つ約つひやかにして能く其の余りを節貯し、以て別に田を置く。大都是三百畝に及び、中は二百畝、下は百五十畝なり。其の入以て元鳩むるの數に當つるに足れば、即ち鳩むる所を還す。(黄震撰「台州黄巖県太平郷義役記」)

改革は先の義役の方法を継承しながら、専ら役田の面に関して行われた。その具体的施策は次の三つに整理できよう。

第一は、各人戸の税産一〇〇貫ごとに田産一畝を出資させ、改めて役田を設置することである。「義役差役榜」によれば、この田産の出資は上戸を対象としたという。^⑥また役田の規模は、就役単位たる都相互間の格差を考慮し、大都是三〇〇畝、中都是二〇〇畝、下都是一五〇畝を基準とした。第二は、共同出資によって設置した役田経営の剰余を貯蓄し、これを基礎に新たに田産を購入して別個の役田を設置することである。第三は、新たに設置した役田の収入が旧来の役田の収入に相当するようになれば、旧来の役田を共同出資者それぞれに返還する、というものである。

改革である以上、その目的は従来の義役の問題点の解消にある。これらの施策の具体的な眼目はそれぞれ次の点にあったと考えられる。第一の策は、前轍を踏むことなく、元来就役に該当する富裕な人戸からのみ確実に田産を拠出させ、役田を設置し直すことを目途としたものである。第二・第三の策は連関するものであり、一括してよい。新たな義役の方法の利点として、富裕な際に田産を拠出したものの後に貧窮した人戸が田産返還を要求する訴訟、ならびに田産の共同出資時には貧窮していたが後に富裕となった人戸から新たに田産を拠出させる煩瑣な手間を防いだ点を黄震は評価している。^⑦

この効力を發揮するのは第二・第三の策以外にない。よって、この策の眼目は、農民たちの出資を最終的には解消し、貧富の昇降に伴う個々の成員の意向から役田を保全することにあつたといえる。

ともあれ、如上の改革は農民たちに指示され、県全体で総計約一万畝以上に上る役田が設置された。^⑧また太平郷内の場合、その後約二〇年間は何の変更もなく維持されたという。^⑨王華甫の義役改革は、間違いなく一定の成功を収めたのであ

る。

だが、義役改革の成就是偏えに王華甫の施策の優秀さのみによるのではない。そもそも彼の第二・第三の策の実現には一定の年月が必要だったはずである。義役改革成就の背景にはそれを支える郷村社会の動きがあった。かかる郷村社会の動向へ眼を移してみよう。

2 改革をめぐる郷村社会の動向

まず、太平郷内のある都の動向から見よう。義役改革をはじめ民風・土風の刷新や社倉の設置など多くの治績を残した王華甫は、知県離任後、景定元(一二六〇)年に知州として再び台州に赴任する。そして、先の改革と同じ策から成る義役の結成を管内に指令するが、この時以降、太平郷内の義役は次の経過をたどったという。

而して公(王華甫)、来りて台に守たり。復た前約を申す。時に太平郷は、則ち從周の子の大学進士・宋卿、其の事を司り、最も整比を以て称せらる。公、嗟賞す。公、既に去るも、林君益ます整比惟れ謹む。元鳩めし田二百有五畝、今に及ぶまで、遂に能く其の余りを積み、良田一百七十余畝を置く。畝ごとに租二石なり。元鳩むるの畝数に視ぶて、未だ尽くは及ばざると雖も、租入は反て已に之に過ぐ。遂に尽く元鳩むるの田を以て其の人に還すこと、公約の如し。宋卿の家、元田十畝を助くるも、独り取らず。其の弟の齊卿と謀りて曰く「吾が家は此の義を主る者なり。亦た之を利とすべけんや」と。併せて以て新たに置きし田を附す。一都の経費、益ます沛然として余り有り。(黄震撰「台州黄巖県太平郷義役記」)

当地の義役は、かつて陳汝に義役の創設を提言した林從周の息子——太学生の宋卿が管理統率に従事し、整然と運営されていた。王華甫自身もそれを称賛している。更に王華甫が知州の任を去った後も、林宋卿は義役の整備に努め、農民たちの共同出資に基く二〇五畝の役田の剰余を貯蓄して一七〇畝の役田を別個に新設する。この役田は、旧来の役田の規模には及ばないものの、一畝当りの小作料収入が二石の良田であるため、旧役田以上の収益をもたらした。かくて彼は王華

甫の施策どおり旧来の役田を各出資者に返還する。但し、その際、林宋卿は「吾が家は此の義を主る者」なる自覚から、自家出資分の一〇畝については返還させず、逆に新たな田産を寄付して役費を更に充足させたという。傍点を付した箇所によれば、かかる役田の新設と旧役田の返還が完了したのは、この伝誌が執筆された咸淳四(一二六八)年であったことが分かる。太平郷内においては、約一九年に及ぶ年月をかけて王華甫の改革が全面的に実現したのだった。

一方、靈山郷洪洋^①に眼を向ければ、ここでは、王華甫の改革を俟つことなく、義役復興の動きが芽生えていた。当地に住み先の義役にも結集していた^②処士・趙処温と宝慶二年に武举登第を果した弟の亥との協議が、その起点であった。趙処温自身、こう述懐する。

四十余年、予れ甚だ之を惜しみ、釐整せんと欲するも、未だ能わざるなり。幸いに仲氏丙戌に登第し、予れに謀りて曰く「役は免ずべきなり。田は帰すべきなり。其れ義を如何せん。蓋ぞ之を図りて以て永久の計と為すこと可ならざらんや」と。予れ其の言を善しとす。歳ごとに其の入を課し、積むこと二十余年にして、田二百畝を買ひ、廻ち廢址に^た捐え、義莊を創む。門庭・舎館・庫庖・庖溜悉く具わり、鉢黍として衆を累わせず。蓋し明らかに事、己より出、闔閭を操縦し、牽制する所無し。莊の卒に成る所以なり。然して入を計りて出ずを為し、経費は皆な焉れに取給するも、其の他の雜費は尚お^た秋ざるなり。(趙処温撰「義莊田後序」)

弟の登第にも関わらず、趙処温は義役から離脱の途を選ばずに弟の提言通り義役復興のために勇往邁進する。そして、彼は旧自家出資分の田産の収益を基礎におよそ二〇余年をかけて二〇〇畝の田産を購入し、義役莊を設置した。この義役莊には収益を管理する倉庫のほか館舎や厨房・湯殿などが附設されていたが、「義莊田記」によれば、それは四季の序拝や郷飲酒礼の場としても使用されたという。しかし、この時点では、義役莊は役費を十分に賄えない状態に止まっていた。こうした状況の下に、王華甫が着任し義役改革を実施する。

淳祐九年、^余れ黄巖に在りて、諸村に尽く義役を勸む。其の都、田を哀むること貳百參拾畝なり。併せて処士に委ねて之を督せしむ。居ること何^いも無く田百畝を増置し、其の旧の私たるものを通じて三百畝なり。役費に充つるに足りて、而して哀むる所は之を役家

に還す。(王華甫撰「義莊田記」)

先に見た第一の策によって、ここでは役田が二三〇畝に拡張された。同時に、王華甫は改めて趙処温にその監督を命じている。「義莊田後序」によれば、義役莊の管理を担当する「主事」なる役職二名を設け、趙処温をその一人に任命したのである。一方、趙処温も「予れ素より志有る者なり」という自覚からその命を受諾し、引き続き義役莊の經理に努める。そして新たに田産一〇〇畝を購入し、義役莊を総計三〇〇畝に拡張する。かくて役費を充足することが可能になったため、共同出資者に田産を返還したという。なお、義役莊の拡張と田産の返還が実現した時期については判然としないが、「義莊田跋」によれば、義役莊設置の一〇年後に趙処温はその剰余をもとに社倉をも設立したというから、少なくとも淳祐九年以後一〇年以内であったに違いない。

以上、義役改革をめぐる二つの郷村社会の動向を俯瞰した。そこには改革実施までの経過や改革完了の時期など個々の差異があったものの、大枠では重大な共通点が認められる。それは、義役を維持しながら改革を成就させる上で、郷村社会の広範な協力よりも、管理統率を担った林宋卿、趙処温という特定個人の活動が緊要な役割を果たしていたことである。趙処温自身、自ら発案するとともに自ら収支に従事し成員に強制しなかったことが、義役莊設置成功の所以であると述懐していた。また、共同出資者に役田を返還する際、共に自家出資分の田産を返還させていない点は、彼らの活動の献身性を象徴している。特に靈山郷洪洋の場合は、義役莊全体の三分の二にも上る田産が趙処温によって寄付されていた。

かかる現象は、太平郷と靈山郷内だけに限定されるのではない。柔極なる地に住む黄原泰は、当地の役田の規模が役負担の重さに比べて些少であったため、二〇年間に互り自家の田産で役費を肩代りしていた。更に再び知州として台州に赴任した王華甫が義役莊の調査を行った際、その現況を受けて彼は義役莊の監督を命じられたという。また、毛仁厚なる人物も、郷里の義役の管理と拡張に努め成員を煩わせることが無かったと伝えられる。

このように、黄巖県における義役の維持、改革の成就には、献身的な管理統率者の存在こそが重要な意味をもっていた

のである。次節では、改革の側面を一旦捨象し、結合を維持させた彼らの存在をいまま少し検討して結合形態の特質を整理しよう。

3 結合形態の特質——小括——

義役の維持を支えた管理統率者について、第一に指摘すべきは、彼らの活動が成員との具体的委任関係ではなく自発的な使命感に基いていたことである。趙処温が義役復興のために独力で活動する起点は弟・亥との協議にあり、また王華甫の命通り「主事」に就任したのも、それが自分の素志と軌を一にしたからであった。林宋卿の活動を支えたのも自己の使命感であった。管理統率者の存在は当初の献身的行為ゆえに人々から追認されたと考えられる。また、その存在が本人の自己意識に基づくとはいえ、彼らが全く恣意的に活動したのではないことにも留意する必要がある。太平郷内の義役の将来について、管理統率の任を継承する者が林宋卿と志向を一にしなければ「錢穀出入の際、一たび衆心にこころよ愜しとせざる有り、即ちただ蟻穴、金堤を潰すべし」と黄震は警告を發している。裏を返せば、林宋卿は郷村社会の人々の意向に適う形で活動していたことが分かる。

第二は、郷村社会のために献身する管理統率者の志向こそが、義と観念されていたことである。趙亥は兄・処温の活動を「衆と之を共にする行為として捉え、更に義役在・社會の設置と私利に向かわずその管理に尽力したことを、それぞれ義の由りて起る所」、義の由りて以て有終なる所」と評価している。従来、義役の義とは社会的結合の「相互扶助」性を体现するイデオロギーとして理解されてきたが、少くとも義役については、成員相互間の扶助ではなく、郷村社会のために尽す特定個人の志向を観念したものとして理解すべきであろう。

第三は、管理統率者が共に士人層に属することである。林宋卿は太学生であり、士人身分に属したこと明白である。趙処温は先掲史料の中で処士と呼ばれており、彼の伝にも「九經の大義に通じ、大学・中庸の諸書に潛心し、孝悌を以て称

せらるゝと儒教的教養を修得した読書人であったことが明示されている。このように彼らの身分が士人層に属したことは、その存在と活動の基礎たる自己意識——具体的には義の志向を具える重要な条件だったのであろう。彼らの存在と活動は士人身分の一般的属性ではなく、あくまで個人的志向に起因していたが、その内実たる義とは、いうまでもなく儒教の倫理的徳目の一つであり、儒教的教養の修得に努める読書人が具え易いと考えられるからである。逆に捉えれば、献身的に活動する管理統率者の多くは読書人層に属したといえる。事実、王華甫は「義莊田記」で義役について「余れ嘗て群籍を閲するに、必ず貴人の其の間に在る有り。而る後、其の都其の（就役の）害を受けず。洪洋は其の一なり」と指摘し、「士大夫、何ぞ惜しみて郷の借重を為さざらんや」と郷村社会のために尽す読書人層の行動に期待する言を残している。また、在野の読書人層が管理統率に従事した結果、義役が維持された事例は、黄巖県以外の地域からも看取される。^②

さて、以上三章に互る検討を通して義役の結合形態を論じる条件が概ね揃った。これまでの考察をまとめてみよう。義役は、在野の読書人層の諸活動、または州県官の関与が起点となり、農民たちがこれに賛同し結集する形で結成された。

義役の規約も、その大要を読書人層や州県官の創意に依存しながら決定されたと考えられる。更に、その後、義役が維持されるには、自己意識に基き人々の意向に適う形で献身的に活動する管理統率者の存在が必要であり、その主体は概ね在野の読書人層に属していた。つまり、結成と維持の両過程とも、義役結合の実現には農民たちを結集させる核が不可欠であり、義役は農民たちがその存在に依存して結集する形態の社会的結合であったと理解できる。

とすれば、一旦結成したものの管理統率者が公正かつ献身的な活動を行わず信頼を失った場合には、次第に解体に陥っていくことになる。管理統率者が自ら私利を志向し、あるいは上戸や胥吏との結託を許容し、義役を私利の手段と化した結果、訴訟や成員の無責任な行動を惹起して解体に瀕するのは、右の結合形態に照せば当然の現象といえる。また、適正な管理統率者を喪失した場合も同様の途をたどったことだろう。先に見た太平郷内の義役の将来へ向けた黄震の警告は、この点を危惧したものに他ならない。義役の脆弱・短命性は、自律的な団体的結合とは異質なその結合形態自体に規定さ

れた現象なのである。

ところで、黄巖県内の義役を成功に導いた一因として、ここでは一旦捨象した王華甫による改革の面も看過できない。義役を維持しながら改革を成就させたのが個々の管理統率者の力であったことは疑いないが、それが先に解体に瀕した義役の不備を補正するものであったことも確かである。黄震は王華甫が創出した義役のシステムを高く評価し、自ら江南西路内に紹介して結成を勧めてさえいる。また、他の地域でも義役改革は試みられた。結合形態の特質に規定された脆弱性の克服を目指して改革が行われたことは、義役の動態上、注目すべき現象である。最後に、各地の義役改革を検討してその基調を探ることにしよう。

① 当地の義役は既に前掲周藤專論、梁論文が紹介しているが、動向全体をカバーするものではない。また周藤氏の論及には王華甫の知県・知州着任などについて誤解がある。五つの同時代史料全てを総合して

分析を試みるのは小論が初めてである。

② 萬曆『黄巖県志』卷三、食貨志、徭役（康熙志、光緒志も同文）の淳熙中、朱文公行部。邑士董蒙正、諸葛蒸頌、請使民自結義役。文公奏行之郷都、亦間有不能承命者。

という記述によれば、嘉定五年以前の淳熙年間に邑士の董蒙正、諸葛蒸頌の請願と朱熹の勸諭を受けて幾つかの郷で結成されたものが、黄巖県の義役の嚆矢であることになる。淳熙九年に朱熹が当地を巡歴したことは、『朱文公文集』卷一八「奏巡歴至台州奉行事件状」から確認できる。しかし、彼が義役結成の勸諭を行ったこと、またそれを請願した董蒙正と諸葛蒸頌については同時代史料の確証を欠く。更に、それは「台州黄巖県太平郷義役記」の記述と齟齬する。嘉定五年以前の黄巖県内に義役が存在したか否かは、同時代史料に抛る限り未詳であり、後考に委ねたい。ともあれ、初めて県全域で義役が結成された

のが嘉定五年であることは、後掲註④に見える通り疑いない。

③ 趙処温撰「義莊田後序」

已陳君八名汶告院、求宰吾邑。下令勸諭、隨戶產割田、以為義役。自相推排、自立要約。官簡於訟、民安其業。法信良、意信美矣。（ハ、ハ内は夾註）

④ 黄震撰「台州黄巖県太平郷義役記」

蓋黄巖、自嘉定五年、太平郷林君從周、白其宰陳君汶、邑始有義役。然法猶未備、歲久弊生。田連阡陌者、捐助或不毫毛、僅僅及等者、反困抑助。

⑤ 趙処温撰「義莊田後序」

歲久長役者、每任私而反利於役、預役者、鮮循理而謀捷於役。義之一字、名存實亡、寧寧乎。

⑥ 王華甫は知黄巖県離任後、景定元年に知州として再び台州に到任した際、当改革と同じ方法から成る義役の結成を管内に指令するが、黄震撰「義役差役榜」はその方法をこう伝える。

又近年、王宝章知台州。勸諭上戸、各出田供、長役之費。每都不過

二百畝、而其費有餘、即以花利余錢、衆買役田。衆置之田、既及初約之數、即以元助之田、撥還元助之戶。今已成就他名矣。

⑦ 黃震撰「台州黃巖縣太平鄉義役記」

題今公（王華甫）之為法也、量戶產以鳩田、姑籍為一時之開端、積余利以贖田、永以為無窮之至計。既者既可永久、鳩者儘可復還。使昔富而今貧者、無慙貧婦田之訟、昔貧而今富者、無隨時再鳩之擾。

⑧ 車若水撰「黃巖縣社會記」（光緒「黃巖縣志」卷六、版籍志三、倉儲、所収）

淳祐八年、南明王公華甫來。令學問之政、有綸有經、明義利以正士風、節淑慝以清民風。明年、上下具孚、遂約義役。率田余萬畝、閭里興和。又明年首、勸社倉於邑。善人義士、以序來輸、不哀而成。

⑨ 本文17頁に挙げた史料は続けて「衆悅從之。垂二十年、無敢變」と記す。

⑩ 前掲註⑧参照。

⑪ 光緒「黃巖縣志」卷七、建置志、郷郡の記載によれば、洪洋は靈山郷内の旧五四都に属したことが判明するが、便宜上、靈山郷洪洋と表記する。

⑫ 王華甫撰「義莊田記」

黃巖洪洋趙氏、当滕州使君未第時、其部先有義役、事無紀生牛耗亡。趙氏故有田在役。

⑬ 同右に続けて「既登第、衆謂必當棄還」とあり、弟・亥の登第を受けて、先の義役の成員たちも趙家出資分の田産の返還を提起していたことが分かる。

⑭ 趙亥撰「義莊田跋」

重役之苦、人均患之。吾家以亥忝貴顯、幸而獲免。伯氏用是以前

日入役之租、歲積月累、買田置莊、与衆共之。至二十余年、而義莊成。又十年、而社倉成。社倉之儲、亦取於義莊之羨。役戶之衆無与焉。

⑮ 趙旭温撰「義莊田後序」

会令尹王公華甫至、憫時孔艱、用清於役。役必鳩田、田必入莊、規新蠲刻、立兩主事、以司出入。俾予督之。予素有志者也。故受命不辭。畢力經理會計、儲費之贏、別買田百畝、總前所捐田、得三百畝。田与費當、則以所鳩田歸其主。

⑯ 二二〇畝の現状に一〇〇畝を購入したのであるから総計三三〇畝のはずであるが、「義莊田記」、「義莊田後序」は共に総計三〇〇畝と伝える。それは、共同出資による拡張分三〇畝を返還した後の総計を記したものと思われる。

⑰ 前掲註⑮参照。

⑱ 萬曆「黃巖縣志」卷六、人物志下、一行

黃原泰、字可耀、號北沼、柔極人。性樂施予。……其郷義莊田少而役重、獨力代役二十年。郡守王公、磨勘義莊、亦及其郷、或告王公曰、彼以己田代一都全義。尚咎之耶。守驚委督義莊。

⑲ 同右

毛仁厚、字及之。開禧中、与杜清猷公同發解于州。其郷旧有義役。仁厚益緝而宏之。編戶有田二三頃者率不与、遇警急勇往当之、不以累役者。

⑳ 黃震撰「台州黃巖縣太平郷義役記」

非繼此主之者、皆剛勝卓識、界限截然、人人如林君、則錢穀出入之際、一有不愜於衆心、即蟻穴可潰金堤矣。義將安在。……庶幾後之君子、皆以林君之心為心、因其成規、增增不已、復積新置田之余展軔、又為郷曲無窮之義學。

㉑ 前掲註⑱、参照。更に趙亥撰「義莊田跋」は続けてこう記す。

其宅心公為利溥。其經營也、非一日亦甚勞矣。蓋純乎義者也。是豈求名者、可得例論哉。……亥曰、是莊与倉成之已難、遺郷人以利者、義之所由起也。知其成之難、而善守之、不敢私其利者、義之所由以有終也。伯氏既以義起之、深以無終為後日慮。尤見其心之仁之垂於無窮也。

②① 従來の典型的な理解は前掲大崎論文、二六四頁、参照。その主な論拠は、洪邁撰『容齋隨筆』卷八「人物以義為名」中の「与衆共之曰義。義倉・義社・義田・義學・義役・義井之類是也」という著名な一句であった。だが、趙亥も趙処温の献身的な活動を傍点箇所と全く同じに「衆と之を共にす」と表現し、それを義と観念している。したがって『容齋隨筆』中の義についても趙亥の論理と同じく理解すべきだろう。そもそも、この一句を初めて紹介した仁井田陞氏は、傍点箇所につい

四 義役改革の基調

義役改革は、義役の弊害が確認された国家的公認後間もない頃から模索され始める。たとえば淳熙九年、朱熹は処州における義役の問題点を指摘した「奏義役利害状」(『朱文公文集』卷一八)で同時に次の具体的な改革案も提出する。

臣、昨に見るに、紹興府山陰県の見行の義役、只是本県、人戸に勸諭し、各おの義田を出して、保正・戸長に均給せしむ。各おの有する畝数は具さに砧基に載し、其の保正・戸長は、旧に依りて只だ本県より定差し、更に別に役首を置かず、亦た先には役次を排さず。而して其の当役の戸、既に義田の収むべき有れば、自然に充応するを樂しみ、甚だしく相い糾計するに至らず。……臣愚、欲し望むらくは、聖慈、詳酌して、処州に行下し、止だ合当に*べき人戸、及び官戸・寺觀をして義田を均出せしめ、役首を罷去し、役次を排するを免め、止だ山陰県の法を用て、官、保正副長を差して、義田を輪収せしめ、仍お上戸をして戸長に兼充せしめられんことを。

紹興府山陰県の義役が彼の案のモデルとなっている。その施策はおよそ次の二点に整理できよう。一つは、役田の出資

て「奉仕する(特に無報酬・無料で意味……をも内含してある)」と指摘している(『支那身分法史』一九四二年、東方文化学院、二〇六頁)。この理解に立ち返るべきである。なお、義役の義については、このほか周藤氏が指摘したように「正しくて公平である」という意味を含蓄した場合もある(前掲周藤專論三〇二頁、参照)。

②② 民国『台州府志』卷一三、人物伝二四、一行、趙処温伝。

②③ 一例を挙げれば、紹興府余姚県の四明郷内では、若い頃、太学に学んだ経歴をもつ孫一元が、その父・学論公が結成した義役の管理統率を担い、その剰余をもとに新たに義役荘を設置して下戸の役負担を解消させたという。『黄氏日抄』卷九七「致政修職孫君墓誌銘」、参照。

②④ 黄震撰「義役差役榜」、参照。前掲註②の引用は、それを紹介した箇所である。

対象を本来の就役該当人戸、また官戸・寺観に限定すること。いま一つは、役首の制度を廃止し、それに代って国家が役次を決定するとともに、就役人戸に役田を直接給付して管理させることである。朱熹は、本来就役に該当しない人戸からの田産出資を厳格に規制するとともに、管理統率者の機能を国家が代替することによって、以前よりも管理統率者や成員たちの意向に左右されず運営されるシステムを組織し、問題点の解消を図ったと理解できる。

この案は結局裁可されず実現しなまま終ってしまう。だが、その後、義役改革は各地で実施されていく。その内容を窺い得る事例は台州黄巖県の例も含めて次の六つである。^①

- A 〔紹興府余姚〕慶元二（一一九六）年、知県・施宿が実施
- B 〔婺州〕宝慶年間（一二三五―二七）、知州・魏約文、王夢龍が実施
- C 〔嘉興府華亭県〕端平二―三（一二三五―一六）年、知県・楊瑾が実施
- D 〔平江府常熟県〕端平三―嘉熙元（一二三六―一七）年、知県・王煥が実施
- E 〔台州黄巖県〕淳祐九（一二四九）年、知県・王華甫が実施
- F 〔慶元府〕宝祐五（一二五七）年、知府・吳潜が実施

これらの改革はいずれも州県官によって主導されており、彼らが新たな義役の方法を創出し、改めて結成し直す形で行われた。もちろん、黄巖県の靈山郷洪洋のように個々の義役の復興が在野の読書人層によって着手されることもあったが、システムの改編を伴う改革は概ね州県官の介入を俟って実施されたのである。では、現実に行われた義役改革の内実は如何なるものであったのだろうか。右の諸改革では相互に共通する施策が導入されている。その具体的施策を抽出して義役改革の基調を探ってみよう。

まず、役田に関して種々の策が施されている。その第一は、下戸からの田産出資を免除し、役田出資の対象を就役該当人戸のみに限定することである（B、D、Eで実施）。^②これは朱熹の改革案にもあった策であり、その目的は、役首の恣意

のために田産出資を強要されて下戸が困窮する害を防ぐことにある。第二は、州県官が単に義役を結成させる際にも見られた策であるが、自力で役田を設置できない狭部に、官田や官銭などを給付して役田設置を経済的に援助するものである（B、Cで実施）^③。これが改革に導入されたのは、淳熙末年頃、徽州婺源県の隠士・程洵が指摘したように、義役の多様な形態のうち役田設置を伴うものが最も維持され易いと認識されていたからであろう。なおDでは、水旱時における特に狭部の役費を援助するために、役田の剰余や官銭をもとに約八〇〇畝の役田を別個に設置している。第三は、役田の官田化、またはその典売・委譲禁止である（B、C、Dで実施）^⑥。この目的は、人戸の貧富の昇降に伴う田産の返還請求や新たな田産出資を解消するとともに、主に役首や上戸らによる兼併から役田を保全することにあつたと考えられる。この意味において、役田の剰余をもとに別個に役田を新設して旧役田は出資者に返還するという台州黄巖県における改革の策も、官田化、典売・委譲禁止と同様の性格のものとして位置づけられる。

次に、上戸と結託した役首の不当な役次決定を防止すべく施された策を見よう。Fでは、上戸は一戸で一年間、中戸は二・三戸共同で一年間就役させる役次決定原則を規定するとともに、以後七年間の役次を事前に決定させる策が施されている。Dでも同様に一〇年間の役次を予め決定させている。Aでは、知県自らが規約の検査を行い改めて役次を決定した。また、役田に関する第一の策によって田産出資を免除された下戸は、当然に就役対象の外に置かれたであろうから、この策は事実上、就役人戸の基準を規定する機能も果たしたと考えられる。したがって、役次決定に関する別途の策が導入されていないなくとも、第一の策が施された場合は、役次決定の面への規制も事実上行われたことになる。

因みに、如上の策が全て導入されたのはDの平江府常熟県における改革である。当地の改革は、前年の経界法（土地丈量）と連続した賦役制度の総合的整備であり、他にも独自の策が実施されている。参考までにその策も見ておこう。先に挙げた水旱時対策のほか、旧来の役首を廃止して役田を就役人戸に直接給付するという朱熹の案と同じ施策がまず行われている。更に「機察」なる役職を各都に設けて上戸や胥吏による阻碍行為を監督させるとともに、その「機察」を媒とした推

割業務の改編も行われている。義役の改革に推割業務の改編が導入されたのは、それが義役も含め一般に賦役制度混乱の温床となっていたからである。^⑭ これらによって当地では最も周密な義役システムが組織された。

さて、以上をもとにすれば、現実を実施された義役改革も、先に見た朱熹の改革案と同様の方向で従来の問題点の解消を図ったといえよう。朱熹の案ほどラディカルではないが、役田の官田化に類する策や事前に役次を決定させる策はそれを如実に示している。この二つの策の目的は、州県官が規制を加え、役首や成員の私慾から役田を保全すること、役首の恣意的な役次決定を防ぐことにあった。組織の自律性を確立する方向ではなく、州県官の介入を通して役首や成員の意向を規制し、極力他律的に運営されるシステムを組織することが、義役改革の基調なのであった。

念のため次の点を確認しておく。平江府常熟県を除く改革では、朱熹の改革案とは異なり役首の存在は廃止されていない。平江府常熟県の改革でも知県・王煥の策通り実際に新たな義役の結成に従事したのは郷官たちであり、水旱時対策用の役田管理には寄居官が動員されている。^⑮ また、旧来の役首は廃止されたものの、それぞれ義役の統率、弊害の監督を任務とする「措置」、「機察」という役職が新たに設けられ、各部の「賢者・能者」がそれに抜擢されている。^⑯ 極力他律的な組織運営を図ったとはいえ、管理統率者は存在しており、台州黄巖県内の場合のように彼らが州県官の施策を忠実に遵守していくことが、改革成就・結合維持の鍵なのである。したがって、義役改革はいずれも当初は大きな成果を上げたろうが、適正な管理統率者を欠く場合や喪失した場合には、従来の如く次第に解体に瀕したものと考えられる。事実、最も周密なシステムを組織した平江府常熟県でも、二〇年を経ないうちに解体に陥ったという。^⑰

⑭ 台州黄巖県を除く五つの改革を伝える史料は、それぞれ次の通り。

A—孫応時撰『燭湖集』巻九「余姚縣義役記」。B—萬曆『金華府志』巻九、役法「宝慶義役法」、正徳『蘭溪縣志』巻二、官政類、役法「宝慶義役法」。C—正徳『松江府志』巻六、徭役、楊璠撰「義役始末序」、李知退撰「重建義役記」。D—『重修琴川志』巻六、叙賦「義役省割」、

同書巻一二、叙文、碑記、劉宰撰「義役記」。F—『開慶四明統志』巻七、排役、同「行移始末」。

⑮ 紙幅の関係から一例のみ挙げる(以下の施策についても同じ)。萬曆『金華府志』巻九、役法「宝慶義役法」に次のようにある。

知婺州魏豹文・王夢龍、相繼奏行義役。……以義勸民、量其多寡、

③ 出助田産、以為役費。其不応差役小民、則不在勅率之數。正徳『松江府志』卷六、徭役、李知退撰「重建義役記」

④ 而貧弱之郷、不能為役之助者、君(楊逆)銖積寸累、共得錢八千四百緡、買田給之。

⑤ 程洵撰「尊徳性齋小集」卷二「代作上殿劄子」三

蓋今義役之約、雖所至不一、而其大要有二。有分歲月而人自為之者、有資其費而聚募人為之者。於資費之中、又有二焉。或使之出田、或使之出粟。臣嘗即是數者觀之、莫如出田之可以久也。

⑥ 『重修琴川志』卷六、叙賦「義役省劄」第五條、參照。

⑦ 同右、第一條

本原九郷五十部、今管義役田地、共五萬五百二十二畝一角五十八步五尺五寸。……已隨部分大小、分撥与保正長、聽其任便收支、以助役費。有餘・不足、官司更不復干預。其田並係常平物業、不許公私典売、亦不許移易転換。違者按法坐罪、業遺義役莊、錢没官。

⑧ 『開慶四明統志』卷七、排役「行移始末」

今本府痛察細民之苦、合与扶持一番庶民役・義役、各県委官、重与整頓。……各部各甲、的実当充上戸、凡民役・義役、各与排定七年、自新年為始。上戸照條充応一年、其次人戸、許兩戸或三戸共充一年。庶使七年之間、細民得以安居田里、安養生息。

⑨ 『重修琴川志』卷一二、叙文、碑記、劉宰撰「義役記」、參照。

⑩ 孫応時撰「燭湖集」卷九「余姚縣義役記」、參照。

⑪ 当地の経界法については、草野靖『中国近世の寄生地主制―田面價行―』(一九八九年、汲古書院)第二部・一・二・ハ「官民田産一体の簿籍管理―経界法」、參照。

⑫ 前掲註⑩、參照。

⑬ 『重修琴川志』卷六、叙賦「義役省劄」第四條、參照。また、同書

卷一二、叙文、碑記、劉宰撰「義役記」に、「選屬郡之賢者・能者、日措置、以提其綱、日機察、以糾其弊」とあり、「機察」とは義役の弊害を監督するために各部に設けられた役職であることが分かる。なお、ここから義役の統率を担う「措置」なる役職が同時に置かれていたことも窺えるが、その職務の詳細は不明である。

⑭ 推割(過割)とは、不動産の典売が行われた際に、売主と買主に契約書と碇基簿を官衙に持参させ、相互チェックした上で売主の租税負担を買主に移す業務である。この業務には、通常、戸案の胥吏と各郷の郷書手が当った。詳細は、草野靖「南宋文獻に見える田骨・田根・田祖・田底」(『法文論叢(熊本大学)』二八、一九七一年)、參照。『重修琴川志』卷六、叙賦「義役省劄」第六條に記す当地の推割業務の改編内容は、大約次の通り。経界法の際に作成した田籍を各郷の「機察」に管理させた上で以下のようにする。田産を典売した人戸が県に届け出る↓「機察」へ送り田籍にチェックさせる↓大保長へ送り契約書・当事者両家の碇基簿を照合して不備がないことを保証させる↓「機察」が県に上申する↓郷書手に送り官籍上処理する。

⑮ 『重修琴川志』卷六、叙賦「義役省劄」第六條に「役政之弊、始於版籍之不明。版籍之弊、始於過割之不謹」とある。また曹彦約撰「昌谷集」卷一〇「新知豊州朝辞上殿劄子」、參照。

⑯ 『重修琴川志』卷六、叙賦「義役省劄」
逕分委卿官、勸率役産、参合部分主安亭之勢、斟酌地里寬窄之宜、量役費之重輕、準助田之多寡。仍詳為開陳、使人樂趨、第其先後、以次充替。

⑰ 『重修琴川志』卷一二、叙文、碑記、劉宰撰「義役記」
又羸田八百余畝、歲入米六百余石、積之懸日寺、属之寓公、以補歉歲之不足。

⑱ 前掲註⑰、參照。

⑬ 『重修琴川志』卷六、叙賦、郷役人

於是因數都義役之旧、一以乾道詔書從事、排年任役、率田供費、

……曾末二十年更革、幾無復遺而受害者、大抵如故。嗚呼、累年成之、而不足一日壞之而有余。

結 語

行論の中で論じたことを繰り返すのは避けよう。近年の宋代史研究では、従来、義役と同様に自律的な共同体あるいは地主支配の手段としてイメージされてきた他の社会的結合についても、新たな理解が試みられている。その成果によりながら、義役の結合形態と動態がもつ一定の普遍性を考えて結びとする。

近年、盛んに再検討が行われているのは、特殊中国的な父系親族の結合たる宗族についてである。中でも遠藤隆俊氏は、著名な范氏義荘の分析をもとにその性格を次のように捉える。宗族は一族の中の有力者を核として族人が意図的に結集した集団であり、閉鎖的な固定した成員から構成される社団・共同体とは異なる組織である。したがって、一見強固な結合にも見えるが、その実、特に中核となる人間の動向に左右され易い脆さを具えていた、と。しかも、結合の中核となる者はおよそ族中の読書人層であったという。また小林義廣氏も、累世同居を典型とするシステムティックな宗族は読書人層の存在を結合の中核的要素としていたと主張する。これらによれば、核となる読書人層の存在に依って実現された結合であり、それがゆえに脆弱性を具有するという義役の結合形態は、宗族結合にも共通するものといえる。更に留意すべきは、南宋末、存続の危機に陥った范氏義荘は知府の援助・介入によって義荘管理役職の再編成や祭祀施設などの拡充が施され取族体制を整えていったという遠藤氏の指摘である。あくまで范氏義荘という特異な例ではあるが、宗族結合の存続を図るにも、義役の場合と同様に国家の介入・調整が必要であったと考えられる。

また、郷村の社会的再生産維持装置——社倉について、戸田裕司氏は広徳軍における黄震の改革を主な素材に再検討を加え、その設立はもろんのこと、社倉が十全に機能するには州県官をはじめとする国家の介入と調整が必要であったと

論じている。^③戸田氏が社倉を宋代鄉村社会の非自律性という脈絡から理解する点は甚だ示唆に富む。だが、社倉の性格全般を国家の介入・調整によって規定するのは、些か勇み足ではないだろうか。確かに少数とはいえ、国家の介入を受けず在野の読書人層の活動によって設立・運営された社倉が厳然として存在するからである。^④また氏自身が指摘するように、州県官の勸諭を機に設立される場合も、それに呼応して設立を主導するのは読書人層であった。しかも彼らは設立後も実際にその運営を担い、彼らの個人的志向如何が社倉の成否を規定したという。したがって、義役や宗族の場合と同様に、社倉は特定の読書人層に依存して成立する在野の救荒制度であり、広徳軍の例に典型的な州県官の介入・調整を基調とする改革も、かかる基本的性格に起因する脆弱性を解消すべく要請された現象であると理解できよう。

総じて、宗族・社倉という宋代社会のポピュラーな社会的結合と比較する限り、義役の結合形態と動態の基調は、およそそれらと軌を一にするものであったと考えられる。

最後に残された課題を確認しておく。従来の義役論には、緒言で指摘したほかにいま一つ大きな欠点がある。それは義役の歴史的意義については全く等閑に付してきたことである。結局のところ、義役は南宋期の役法の紊乱状態に対する解決策の一つとして理解されるにすぎなかった。職役負担をめぐる社会的結合である以上、その歴史的意義が役法史上に位置づけられるべきことは確かだろう。だが翻ってみるに、義役は南宋期だけでなく元代にも存在した。^⑤してみれば、義役の歴史的意義を問うには、断代史的な理解に止まることなく、まず元代における義役の実態把握を行うとともに、義役を要請した南宋・元代に共通する役法上の要因とその機能を捉えることが必須となる。また、義役が如何なる形で史乗から姿を消していったかを探る中で、義役の結合形態の特質と社会の専制的な政治的編成形態との連関性も自ずと明らかにされるであろう。この問題は、小論の認識を基礎に稿を改めて考察する。^⑥

① 遠藤隆俊「范氏義荘の諸位・掌管人・文正位について—宋代における宗族結合の特質—」『集刊東洋学』六〇、一九八八年、同一宋末元

初の范氏について—江南士人層の一類型—」『歴史』七四、一九九〇年、参照。

- ② 小林義廣「宋代における宗族と郷村社会の秩序―累世同居を手がかりに―」(『東海大学紀要文学部』五二、一九九〇年)、参照。
- ③ 戸田裕司「黄震の広徳軍社倉改革―南宋社倉制度の再検討―」(『史林』七三―一、一九九〇年)、参照。
- ④ 行論の中で見た趙処温が義役荘の剰余をもとに設置した社倉や前掲戸田論文(二二八―三二頁)も挙げる呂大器の遺志を継いだ門人・潘

叔度の活動によって組織された婺州金華県の社倉は、その一例である。
 ⑤ さしあたり陳高華「元代役法簡論」(『文史』一一、一九八二年)、参照。

⑥ 別稿「元代江南社会における義役・助役法とその歴史的帰結―明代糧長・里甲体制成立の一側面―」(仮題)を準備している。

(名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程)

Yi-yi 義役 : A Form of Social Organization
in the Southern Song

by

ITO Masahiko

It has been conventionally considered that *yi-yi* in the Southern Song dynasty was either a form of rural self-government for the peasants or an instrument for the ruling structure of the landlords. However such views have not been able to explain the dynamics of the *yi-yi* system consistently. Through a general analysis of the formation and dissolution of *yi-yi* and an examination of one specific case in Huang-yan *xian* in Tai *zhou*, this article tries to clarify the peculiarities of the *yi-yi* as a form of social organization.

Crucial for the founding of *yi-yi* were initiatives taken by local intellectuals who were not in office or participation by prefectural and county officials. After their founding, *yi-yi* were managed and maintained through the voluntary activity of devoted intellectuals. Thus *yi-yi* were not autonomous organizations of peasants but rather were highly depended on influential individuals for their organization and operation. Furthermore their weakness derived from this means of organization, and in order to overcome this weakness external management had to be introduced in some locales through the intervention of prefectural and county officials. However, these reforms of the *yi-yi* did not always succeed.

Cadastral Surveys 検田 in the Provinces
during the Heian Period

by

SATO Yasuhiro

In my investigation of *kenden*, i.e. cadastral surveys carried out by provincial governors in the Heian period, I have examined three kinds of re-